

教育刷新審議会配布資料集 解題

井深雄二(大阪体育大学教授・奈良教育大学名誉教授)

1. 本資料集の内容と意義

(1)本資料集の底本

本資料集は、教育刷新審議会(総会・特別委員会)において配布された資料を編集したものである。教育刷新審議会は教育刷新委員会の名称変更に伴い、教育刷新委員会令(1946年8月10日、勅令第373号)の改正による教育刷新審議会令(1949年5月31日、政令第127号改正)に基づき設置されたものである。この名称変更は、全く行政的整理によるもので、その役割は教育刷新委員会と基本的に同じである⁽¹⁾。

本資料集の底本は、国立公文書館所蔵の「教育刷新審議会配布資料等」(全5冊)と「教育刷新審議会」(全1冊)である。国立公文書館の区分で言えば「行政文書/文部省/審議会関係文書/教育刷新委員会・審議会/教育刷新審議会配布資料・総会」(全5冊)と「行政文書/文部省/審議会関係文書/教育刷新委員会・審議会/教育刷新審議会特別委員会資料」(全1冊)である。

「教育刷新審議会」(全1冊)について注意を要する点は、国立公文書館デジタルアーカイブでは「教育刷新審議会特別委員会資料」とされていることである。しかし、内容を見ると特別委員会のものではなく、教育刷新審議会総会の議事概要(一部)や教育刷新審議会の人事関係の資料などが綴られている。このことからして、「教育刷新審議会」(全1冊)は「教育刷新審議会配布資料等」(全5冊)とは別に、文部省の内部資料として保存されていたものではないかと思われる。そこで、本資料集では、「教育刷新審議会」(全1冊)を付録として収録することとした。

以上のほか、国立公文書館デジタルアーカイブ「行政文書/文部省審議会関係文書/教育刷新委員会・審議会/教育刷新委員会特別委員会等配布資料 3/3(昭21.3~昭24.7)」の中に、一部教育刷新審議会関係の資料がある。これらの資料は、本資料集にほとんど含まれているので割愛した。また、教育刷新審議会関係資料には、内閣官房、内閣・総理府、及び内閣法制局に分類されているものがある。その中で人事関係のものは非公開になっているものもあるが、閲覧できるもののほとんどは本資料集に収録されている。したがって、これらもまた割愛した。

(2)収録資料の形態

「教育刷新審議会配布資料」(全5冊)の中には、総会配布資料と特別委員会配布資料とが混在しており、総会・特別委員会の目次がついていない。また、各簿冊の収録期間は明示されているものの、各簿冊の収録期間が重複している(【表1】参照)。これらの簿冊は、国立公文書館によれば、文部省調査普及局調査課⁽²⁾が作成したものとされている。それが、このように作成期間が重複しているのは、或いは調査課の異なる担当者が作成した故かもしれない。

また、各簿冊毎に頁が書き込まれている。例えば、「教育刷新審議会配布資料等 第1/5冊」は、鉛筆と思われる字で1~426頁までの通し頁となっている。それとは別に複数簿冊を通した活字の

頁が紙で貼られている。具体的には、「教育刷新審議会配布資料等 第 1/5 冊」から「教育刷新審議会配布資料等 第 3/5 冊」がひとまとまりとして 1~1119 頁の通し頁となっており、「教育刷新審議会配布資料等 第 4/5 冊」から「教育刷新審議会 第 1 冊」までが 1~1016 頁の通し頁となっている(【表 1】参照)。この場合、原本はB4 判で、簿冊にする際に、折り畳んで綴じられているものの、元の B4 判 1 枚につき 1 頁になっており、この点はどちらも基本的には同じである。但し、活字の頁では、原本が活字印刷の場合、1 枚を 2 頁に数えることがある。したがって、各簿冊毎の頁数の総和よりも数簿冊の通し頁数の方が多くなっている。このような頁の付け方になっているのは、各簿冊が作成された後、利用の便を図るためであったと思われる。

各簿冊には、ひとまとまりの資料ごとに数字がつけられている。例えば、「教育刷新審議会配布資料等 (第 1/5 冊)」は 82 のブロックから構成されている。およそ以上が、本資料の形態である。

【表 1】各簿冊の表紙と頁数

各 簿 冊 の 表 紙				頁 数	
資料	昭24年 6月	昭25年 1月	教育刷新審議会配布資料等 第1/5冊	426	1119
資料	昭24年 7月	昭25年 6月	教育刷新審議会配布資料等 第2/5冊	337	
資料	昭25年 1月	昭25年 3月	教育刷新審議会配布資料等 第3/5冊	209	
資料	昭25年 6月	昭26年11月	教育刷新審議会配布資料等 第4/5冊	317	1016
資料	昭25年 8月	昭27年 6月	教育刷新審議会配布資料等 第5/5冊	395	
資料	昭24年 6月	昭27年 1月	教育刷新審議会 第 1 冊	188	

注 1：実際の表紙は縦書きなので、本表とは表示が若干異なるが各簿冊の収録期間に注目されたい。

注 2：各簿冊毎の通し頁の総数と数簿冊毎の通し頁数は、一致しない(本文参照)。

(3) 本資料集の編集方針と意義

資料の配布された総会や特別委員会は、ある程度まで特定できるものの、綴られている順序はそのまま総会や特別委員会の開催順序であるか否かは判然としない。そこで、本資料集では、綴られている順序は崩さないこととし、わかる限りで当該資料が配付された総会や特別委員会の日付を目次に示すこととした。この場合、元の資料そのものに日付が印字されている場合はそのまま記し、手書きで日付等が書き加えられている場合は()内に入れることとした。

次に、全く同じであると思われる資料が複数ある場合でもそのまま収録した。それは、第 1 に子細に見れば異同のある可能性を排除できず、第 2 に資料の配列に意味があるかもしれないからである。

教育刷新審議会関係の資料はデジタル化されており、国立公文書館デジタルアーカイブにより、インターネットで全国どこでも閲覧可能である⁽³⁾。しかし、デジタルアーカイブにおける、これらの資料の件名は、基本的に各ブロックの最初の資料をもってつけられており、必ずしも資料を網羅していない。例えば、「教育刷新審議会配布資料等 第 1/5 冊」は、既述の通り、原本では 82 ブロックからなり、デジタルアーカイブでは、86 の件名がつけられている⁽⁴⁾。これに対して、本資料集

では内容に即して 97 の件名をつけ、更に各件名中に区別できる資料がある場合には、これも細目として加えてある。

本資料集の意義は、何よりも目次に記したこの件名にある。試みに、「教育刷新審議会配付資料等第 1/5 冊」から一例を挙げれば、国立公文書館デジタルアーカイブの件名一覧には、「公立学校の標準教育費等に関する**建議**」が 37 件目と 39 件目に 2 度出てくる。本資料集では、国立公文書館の件名を尊重して、46 件目と 48 件目に同様の「公立学校の標準教育費等に関する**建議**」を掲げている。しかし、この二つの資料は、全く性質を異にしている。国立公文書館の 37 件目（本資料集 46 件目）の内容は、「公立学校の標準教育費等に関する**建議**」（39 件目、48 件目）の元となった文部省提出の「シャープ使節団報告に基づく立法措置について」である。そこで、本資料集では、46 件目の内容が「シャープ使節団報告に基づく立法措置について」であることを明示してある。しかも、この資料集を手にして見られる方は、「シャープ使節団報告に基づく立法措置について」が 2 葉あり、その 1 は第 18 特別委員会第 1 回会合（1951 年 10 月 21 日）に提出されたもので、それに同委員会の議論を踏まえての修正が手書きで加えられており、その 2 は教育刷新審議会第 9 回総会（1951 年 10 月 28 日）に提案された第 18 特別委員会の**建議案**で、同総会の議論を踏まえての修正箇所が、これまた手書きで加えられていること、を知るであろう。ことほど左様に、教育刷新審議会の審議を補充する本資料集は、利用の便が図られていると共に、興味の尽きないものがある。また、紙媒体による本資料集は、容易に資料を一瞥できることも、研究を進める上では便利であろう。

2. 教育刷新審議会の活動の概要

ここで、教育刷新審議会の活動について、概略を述べておきたい。教育刷新委員会・教育刷新審議会が第二次世界大戦後の日本の教育改革において大きな役割を果たしたことは周知の通りである。これを若干敷衍すれば、戦後教育改革は占領下の改革として占領軍とりわけアメリカ軍及び同国務省の方針が重要な意味を持った。対日米教育使節団報告書が戦後教育改革を方向づけたのも、SCAP/GHQ（連合国軍総司令官総司令部）の全面的支持による。同時に日本占領は間接統治の形態を採ったため、その実施は文部省が負うこととなった。しかしながら、SCAP/GHQ の教育担当部局であった CI&E（民間情報教育局）は、戦後教育改革の立案に当たって、教育刷新委員会・教育刷新審議会の審議を尊重し、文部省にはその「**建議**」を具体化するよう指導していた。もちろん、個々の改革において CI&E と教育刷新委員会・教育刷新審議会と文部省との 3 者が果たした役割は一律ではない。しかし、使節団報告書を指針としながらも、戦後教育改革を主体的に進めることにおいて、教育刷新委員会・教育刷新審議会が果たした役割はひときわ大きなものがあつたといえよう。

教育刷新審議会は、教育刷新委員会と同様に総会と特別委員会とで構成され、別に幹事と書記が置かれていた。幹事は庶務を整理し（教育刷新審議会令第 7 条）、議事録作成の任に当たった（教育刷新審議会議事規則第 14 条）。また、書記の役割は上司の指揮を承けて、庶務に従事することであつた（教育刷新審議会令第 8 条）。

教育刷新審議会は、教育刷新委員会の下で設けられた第 16 特別委員会（職業教育振興方策に関する事項）を引き継いだほか、新たに第 17 特別委員会（学校歴に関する事項）、第 18 特別委員会（教

育財政に関する事項)、第19特別委員会(優良教員の養成確保に関する事項)、及び第20特別委員会(中央教育審議会に関する事項)の4つの特別委員会を設置した。この間において、教育刷新審議会は総会を45回開催し、6つの建議を行い、1つの声明を出している(【表2】参照)。教育刷新審議会の実質的な活動期間はおよそ1年11ヶ月であるが、教育刷新委員会がおよそ3年10ヶ月の活動期間中に97回の総会を開催し、29の建議を行ったことに比べると、総会数においては遜色ないものの、建議数は相対的に少なかった。但し、特記すべきは、教育財政問題に取り組んだ第18特別委員会は開催回数が36回と総会の開催回数に匹敵し、その原案を元にした第34回建議「教育財政について」⁽⁵⁾は、1.就学前教育財政、2.義務教育財政、3.高等学校教育財政、4.国立大学財政、5.社会教育財政、6.文化教育財政、7.直轄並びに民間研究機関の財政、8.学徒の奨学並びに援助財政、9.私学振興財政、及び10.教育費財源からなり、ほとんど全ての領域の教育財政問題を網羅していると共に、教育刷新委員会・教育刷新審議会の建議の中では異例の長文であったことである。このことは、教育刷新審議会が戦後教育改革の中で最も困難な問題の一つに取り組んだことを示唆するものと言えよう。また、第二次対日米国教育使節団を迎えるに当たり、教育刷新審議会編『教育改革の現状と問題—教育刷新審議会報告書—』(日本放送出版協会、1950年6月)を発行している。これは教育刷新審議会が、戦後教育改革の中間総括を行ったものと言えよう。教育刷新審議会は、文教審議会(1950年5月18日~8月20日)や政令改正諮問委員会(1951年5月6日設置、同年11月16日「教育制度の改革に関する答申」)など、教育に関わる首相の私的諮問機関が別に設けられる中で、その存続を望んだが(「教育刷新審議会の廃止反対の理由(1951年3月9日)」、中央教育審議会構想が具体化することによって、その活動を終えることとなり、「教育刷新審議会令を廃止する政令」(1952年6月12日、政令第185号)をもって廃止された⁽⁶⁾。

【表2】教育刷新審議会の建議及び声明一覧

採択等年月日	建 議 名 等	採択総会等
1949年 6月10日	第30回建議 職業教育の振興方策について	第1回総会
1949年 7月25日	第31回建議 新学制完全実施について 一定員定額制について一	第4回総会
1949年 10月28日	第32回建議 公立学校の標準教育費等について	第9回総会
1950年 7月7日 1950年 9月8日	第33回建議 一 免許法認定講習について 二 優良教員養成確保に関する対策について	第25回総会 第29回総会
1951年 1月26日	第34回建議 教育財政について	第38回総会
1951年 11月8日	第35回建議 中央教育審議会について	第45回総会
1951年 11月8日	中央教育審議会設置に関する声明	教育刷新審議会 委員長 南原繁

3. 教育刷新委員会・教育刷新審議会関係資料

教育刷新委員会・教育刷新審議会の会議録は、戦後の一時期を除き非公開とされてきた。それが公開されるようになったのは、米国の占領教育文書の公開よりも後のことであった。とは言え、この会議録が、日本近代教育史料研究会の尽力により、速記録を活字化して復刻されたことは⁽⁷⁾、戦後教育改革研究を画期的に前進させるものとなった。これに伴い、教育刷新委員会・教育刷新審議会において配布された資料も、その活用が大きな意義を持つようになった。ところで、教育刷新委員会の配布資料は、『戦後教育資料』（国立教育政策研究所蔵）の中に所在しており、最近これを底本として復刻された（『教育刷新委員会総会配布資料集』（全3巻、クロスカルチャー出版、2016年、解説：高橋寛人）。そして今回、教育刷新審議会の配布資料が復刻されることとなった。これによって、教育刷新委員会・教育刷新審議会関係の現存する資料のほとんど全部が活用できるようになった訳である。これらの資料は、戦後教育改革の理念の生成を知る上で第一級のものである。

既述のとおり、『教育刷新委員会総会配布資料集』は、クロスカルチャー出版より公刊された。そして今回、『教育刷新審議会配布資料集』（全4巻）が同社により公刊されることになった。クロスカルチャー出版に対し、深潭の敬意を払いたい。

注

- (1)この名称変更は、「委員会」を行政関係のものとし、諮問機関等は「審議会」に統一したためである。とは言え、この名称変更の際に、教育刷新委員会が内閣総理大臣の所轄であったのに対し、教育刷新審議会は総理府の所轄となったほか、文部省設置法（1949年5月31日、法律第146号）の制定などがあり、その役割について無視し得ない変化もあった。
- (2)文部省調査普及局調査課は、文部省設置法により、新たに設置された。
- (3)国立公文書館では、教育刷新委員会総会・特別委員会配布資料のほか、教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録の原本と教育刷新委員会総会・特別委員会配布資料等もデジタル化しており、インターネットで閲覧できる。
- (4)82ブロックに86の件名がつけられているのは、例えば第4ブロックの次に第4ブロックがあり、こうしたブロックが4件あるためである。
- (5)教育刷新委員会・教育刷新審議会の提言は、諮問事項に対する答申ではなかったため、通例は「建議」とされてきた。しかし、厳密には、「報告」と「建議」とに分かれるとされ、この基準によれば、「教育財政について」は第30回報告である（日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第13巻』岩波書店、1998年、106頁）。
- (6)前掲『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第13巻』に、教育刷新委員会・教育刷新審議会の委曲を尽くした解説があるので参照されたい。
- (7)日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』（全13巻、岩波書店、1995～1998年）